

令和5年12月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 令和5年12月18日(月) 開会 午前10時 1分  
閉会 午後12時 9分

場所 第3委員会室

出席委員 松井弘委員長  
小川直志副委員長  
渋谷真実子委員、保谷武委員、松澤正委員、永瀬秀樹委員、  
齊藤邦明委員、中屋敷慎一委員、野本怜子委員、水村篤弘委員、  
権守幸男委員、岡村ゆり子委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]  
三須康男総務部長、谷戸典子人財政策局長、大山澄男税務局長、  
高橋厚夫契約局長、高窪剛輔人事課長、齊藤浩信職員健康支援課長、  
須田茂利文書課長、渡邊和貴学事課長、岩崎正史税務課長、  
田中秀幸個人県民税対策課長、平岩亮司管財課長、伊藤佳子統計課長、  
関根健総務事務センター所長、中野純子行政監察幹、新井昌行入札課長、  
島崎二郎入札審査課長、笠原英之県営競技事務所長

黒澤万里子秘書課長

唐橋竜一人事委員会事務局長、  
西村憲一人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、瀧澤幸子任用審査課長

[県民生活部関係]  
島田繁県民生活部長、影沢政司県民スポーツ文化局長、  
檜山志のぶ県民共生局長、田辺勝広県民広聴課長、  
竹澤幸一共助社会づくり課長、小川美季人権・男女共同参画課長、  
今川知浩人権・男女共同参画課共生推進幹、高野正規文化振興課長、  
安部里佳国際課長、山口将毅青少年課長、浪江美穂スポーツ振興課長、  
田中康博消費生活課長、大久保忠弘防犯・交通安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第121号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）のうち総務部関係	原案可決
第126号	埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第127号	埼玉県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	原案可決
第131号	指定管理者の指定について（埼玉県県民活動総合センター）	原案可決
第142号	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第143号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第147号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）のうち総務部関係	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第10号	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育をもとめる私学助成についての請願	不採択

報告事項（県民生活部関係）

- ・屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設について

## 【付託議案に対する質疑（総務部関係）】

### 保谷委員

- 1 第121号議案について、債務負担行為を用いて、工事費を平準化することはよいが、他方で決算というのは、原則としてシンプルであるべきである。決算書上に債務負担行為を設定した理由は記述されず、債務負担行為の件数が増え過ぎると決算が複雑になって、決算書を見る人にとって決算の内容が把握しにくくなる。今回、工事量平準化対象として選定した9施設15件について、それぞれどのような理由で対象としたのか。
- 2 第142号議案について、引上げの影響額は特別職全体で幾らなのか。
- 3 特別職の秘書の退職手当について適用条文を明確にすることであるが、具体的にはどのようなものか。
- 4 退職後、「引き続いて国家公務員又は一般職の職員になったとき」というのは、具体的にどのような状況なのか。過去にあった具体的な事例があれば示してほしい。
- 5 第143号議案について、会計年度任用職員に対して勤勉手当制度を新設することであるが、従来は行っていなかった会計年度任用職員の人事評価を新たに行い、これに基づいていわゆるボーナスの額を決めるということは、対象の会計年度任用職員にとっても管理職にとっても事務の負担とストレスが増大する。このような制度を新設するに至った背景と経緯は何か。また、所要額は幾らになるのか。
- 6 第147号議案について、5月臨時会において議決された補正予算第1号との違いは何か。また、補助額は、光熱費高騰分として高圧電力代14.3%、その他4.7%とのことであるが、算出根拠は何か。

### 管財課長

- 1 まず、総合リハビリテーションセンター、婦人相談センター、高等看護学院、産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門校、春日部高等技術専門校の6施設が建築改修の工事になっている。これらの工事については、基本的に外壁や屋上の防水工事が中心であり、雨の影響等を防ぐことができるなど、内装の工事等に比べ早期発注の効果が高いため、これに関する12件の工事を選定した。続いて、残りの3施設であるが、環境科学国際センター、埼玉会館、県民活動総合センターの設備工事である。こちらは、それぞれ工事の中身が異なり、環境科学国際センターはエレベーターの改修工事、埼玉会館はワイヤレスマイクシステムの改修工事、県民活動総合センターは非常用発電設備の改修工事である。理由はいずれも、半導体の納期の関係で工事の長期化が懸念されていることから、年度内に確実に工事を終了させるために債務負担行為を設定しようとするものである。

### 人事課長

- 2 特別職の期末手当の支給割合を0.1月引き上げた場合の影響額は、特別職全体で133万円である。
- 3 特別職の秘書については、条例上、一般職の職員の例により退職手当を支給するとされているが、一般職は、自己都合による退職の場合とそうでない場合で、退職理由により、支給割合が異なる。他方、特別職の秘書は定年や任期がなく、任命権者の意思で任用される自由任用職とされており、一般職とは異なる性質を有している。こうした中、

特別職の秘書については、本人の都合ではなく、例えば、知事から退職の勧奨があった場合でも、退職手当の支給に当たっては、これまで全て「自己都合退職」として取り扱ってきた。そこで、今後は条例上、退職事由に応じて適用する条文を明確にするため、規定を整備したものである。

4 具体的な事例としては、副部長級の職員が人事異動で特別職の秘書に異動し、その後、知事室長や環境部長などの部長級の職に異動したという例がある。

5 このたび、地方自治法が改正され、会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるようになり、国から地方公共団体に勤勉手当を適切に支給すべきとの通知が発出されている。また、本年10月の人事委員会からの報告で、「本県においても、改正地方自治法の趣旨や国の取扱い等を踏まえて対応していく必要がある」とされた。これらを踏まえ、本県においても令和6年度以降、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するよう条例改正を行うものである。なお、人事評価については、現在でも実施をしているが、今後も、会計年度任用職員及び評価者共に、過度な負担をかけることのないように運用していきたいと考えている。また、勤勉手当の支給に伴う所要額については、約13億円と試算している。

#### 学事課長

6 私立学校の運営継続を図る趣旨や補助のスキーム自体は同様である。ただし、今回は補助額算出のために物価を比較した期間が異なる。前回は、国の物価上昇対策の開始以前の令和3年8月から令和4年1月の6か月をベースとし、例えば、高圧電力は令和5年2月から3月の2か月間の平均価格と比較していた。今回は、令和5年5月から10月の直近6か月の平均価格と比較し、得られた物価上昇率を基に補助額を算定している。

#### 保谷委員

第121号議案について、今後、平準化する工事の件数や金額が毎年度大きく変動するようでは問題があると感じる。今後も毎年度、おおむね14億9,000万円程度が作業量の平準化対象として債務負担行為の設定がされるのか。

#### 管財課長

今年度は15件、約14億9,000万円と設定しているが、平準化を進めていくための全体的な目標値がある。第1四半期で、全体の平均の90%で稼働させるというものであり、今年度は、来年度に予定する工事の中から、おおむね15件を実施することで90%の達成が見込まれる。目標値に沿った数字を計上するものであり、年度により件数や金額が前後することもある。

#### 保谷委員

90%の稼働というのは、何を示すものなのか。

#### 管財課長

一般的に、平準化率と呼ばれ、4月から6月の第1四半期に、工事の年間の平均稼働件数のうち、90%稼働させることを目標とするものである。資料2「2 概要」の右側に「平準化後」というグラフがある。点線は年間の平均稼働件数を示しており、4月から6月は平均より少し低く、年度末には少し高くなってはいるが、平準化を図るため、できる限り平均の稼働件数に近づける目標として、90%という数値を設定している。

## 保谷委員

県内の受注者、すなわち県内事業者についての稼働率が90%となることが目標と理解してよいのか。

## 管財課長

あくまでも県の発注工事の稼働であり、例えば、市町村や国、民間の工事は対象にしていない。

## 野本委員

- 1 第143号議案について、施行期日は公布の日とし、改定は令和5年4月1日から適用するとあるが、他の自治体では、正規職員には増額分を遡及改定するが、非正規である会計年度任用職員には遡及改定しないという決定がなされ、問題となっているところもある。県では会計年度任用職員についても遡及して適用させるのか。
- 2 先ほどの答弁の中で、所要額は約13億とあったが、現状、会計年度任用職員は何人いるのか。

## 人事課長

- 1 常勤の職員に準じて、遡及して改定する。
- 2 対象職員数は、約6,000人である。

## 中屋敷委員

私学の運営費補助について、団体との意見交換の中でも、光熱水費等に関しては肯定的な意見が寄せられている。一方で、本県は運営費補助の割合がかなり低い。この運営費の部分をしっかりに見直していかないと、父母負担軽減事業で対応しようとしても、学校の運営費がショートしてしまうと、保護者への負担が増える可能性もある。私学では、生徒を確保するため、学費等の上昇には二の足を踏んでいるとも聞く。今回は、光熱費等へ支援を行うものであるが、支援の全体的なバランスを考える必要があるのではないのか。

## 学事課長

私学助成に関しては、保護者に対して助成する父母負担軽減措置と、直接、学校に助成する運営費補助の2本柱での支援を行っており、支援のバランスについては、常に検討しながら取り組んでいる。基本的に運営費については、国の標準費に応じて予算措置を行っているが、今回の指摘も受け、予算編成の中でしっかりと議論していく。

## 中屋敷委員

保護者や生徒の負担にならないように、どのように支援を組み合わせしていくかは極めて重要である。是非、検討してほしい。(意見)

---

## 【付託議案に対する質疑（県民生活部関係）】

### 渋谷委員

- 1 第126号議案について、婦人相談センターを男女共同参画推進センターに統合することによりどのような効果を期待しているのか。
- 2 第126号議案、127号議案について、条例案の検討に当たり、民間の支援団体な

どから意見は聞いたのか。

- 3 第131号議案について、今回初めて、公募による選定を行ったとのことだが、応募者を増やすためにどのような取組を行ったのか。
- 4 今回、応募が1者のみであった原因はどのように考えているのか。

#### 人権・男女共同参画課長

- 1 効果は三つあると考えている。一つ目は、女性の相談支援のワンストップ化により、様々な背景や事情を抱える女性が、まずはここに相談することで、本人の意向を踏まえながら、必要な支援を受けることができる。二つ目は、男女共同参画推進センターを女性の支援拠点とすることにより、広く県民に周知が図られ、潜在的なニーズの掘り起こしにつながる。三つ目は、相談から一時保護、自立支援アフターケアまで、一つの機関がトータルな支援をすることで、切れ目のない中長期的な支援を受けることができる。
- 2 条例の検討に当たり、支援の対象者が抱える困難の状況や支援での課題を把握するため、民間シェルターを運営している団体など、女性支援を行っている民間団体にヒアリング調査を行った。民間団体からは、相談から一時保護、退所後の支援ニーズを担う、ワンストップの支援の必要性、本人の意向を踏まえた中長期的な支援の必要性といった声が寄せられ、今回の支援体制の強化を検討する上での参考とした。

#### 共助社会づくり課長

- 3 公募は、行政・デジタル改革課が示している指定管理者制度導入の手續に係る基本方針に則り、7月10日から開始した。9月1日の応募締切まで約2か月の公募期間を確保している。また、より多くの事業者から応募してもらえるよう、一般社団法人指定管理者協会に対して、会員向けホームページへの掲載を依頼した。そのほか、県内で類似施設の指定管理を受託している事業者に対してメールを送付するなど周知を図った。
- 4 県民活動総合センターでは、平成18年度に指定管理者制度を導入して以来、公益財団法人いきいき埼玉が随意指定で指定管理者となっており、今回初めて公募で指定管理者の選定を行った。各施設の管理だけでなく、NPO活動の支援に関するノウハウや、様々なソフト事業といった提案が求められるため、他の事業者が参入しにくいと考える一面があったのではないかと考える。次回の公募に当たっては、今回、説明会に参加した事業者などから、丁寧に情報を聞き取り、次回の公募条件に生かすとともに、県民活動総合センターの目的や利用者、県民ニーズの情報を積極的に提供するなど、事業者が参入しやすい環境を作り、方策を検討していく。

#### 岡村委員

- 1 第126号議案について、先ほど、統合により良い効果が生まれ、困難を抱える女性の支援につながるなどの答弁があった。また、今回の法律の施行に伴う条例の改正を踏まえセンターの在り方も変えていくとのことだった。現在、このセンターを利用するのは、基本的には生物学的な女性であり、困難を抱える女性であると思うが、トランス女性の利用については何か変更があるのか。
- 2 第131号議案について、公募するに当たり、ハード面とソフト面を分けて委託する考えはなかったのか。

#### 人権・男女共同参画課長

- 1 条例は困難女性支援法を踏まえての改正であるが、国によると生物学的に女性である

者のほか、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づく性別の取扱いの変更の審判によって、女性へ変わったとみなされる者も法律上の対象となっている。一時保護施設や女性自立支援施設の入所対象者も国の解釈に基づくものである。

### 共助社会づくり課長

2 今回も、施設管理はビルメンテナンス会社、事業の企画運営はNPO法人が担当するなど、共同事業体として応募することが可能となる仕様であった。ハードとソフトが一体となっていれば、効率的な管理運営、コストの抑制が期待できる。一方、分割となると、責任の所在が不明確になる可能性もある。県民活動総合センターは、建設から30年が経っており、計画的に施設の修繕を行いながら、施設を最大限活用し事業を実施していくことが求められる。関係者と丁寧に調整し、利用者のニーズに柔軟に対応していくためには、共同事業体が適正と考え、募集を行った。

### 野本委員

- 1 第126号議案、第127号議案について、組織体制の面で、市町村や民間団体との連携は具体的にどのように図っていくのか。
- 2 民間団体については、厚生労働省の基本方針においても、「女性支援を行う意向の民間団体の新規立ち上げについても支援を検討すること」とあるが、そのような意向はあるのか。
- 3 相談体制について、相談員は何人おり、そのうち何名が会計年度任用職員なのか。
- 4 With You さいたまは心の相談が1番多く、2番目は家族・親族に関するものとなっており、相談内容も多岐にわたる一方、婦人相談センターの相談内容は、DV相談がメインである。これまで、相談員が受けてきた相談内容は異なっているが、相談支援員の資質の向上はどのように図っていくのか。
- 5 一時保護施設について、一時保護までのプロセスはどのようになっているのか。
- 6 自立支援はどのように進めていくのか。

### 人権・男女共同参画課長

- 1 市町村には、困難な問題を抱える女性にとって最も身近な相談先としての役割を担ってもらい、男女共同参画推進センターの相談支援につなげていく。センターでは、本人の置かれた状況を丁寧に把握し、一時保護が必要な状況であれば入所になる。相談から入退所後まで、市町村には女性支援に必要となり得る各種福祉支援サービスの提供を担ってもらう。また、民間団体には、行政のみでは対応が行き届きにくい支援を担ってもらう。具体的には、困難女性を早期に発見し、センターの相談につなぐ、支援対象者の自立支援として同行支援を行う、一時保護の受託などを担うなどである。男女共同参画推進センターが女性支援の拠点となり、市町村、民間団体等と連携しながら進めていく。
- 2 現在、活動している団体の継続支援として、県からは運営支援補助や資質向上研修などを行っていく。あわせて、新たに立ち上げたいという団体から話があれば相談に応じていく。
- 3 現在は、With You さいたまで8人、婦人相談センターで3人の計11人であり、全員が会計年度任用職員である。
- 4 今後、相談内容は多岐にわたるため、様々な困難事例に対応できるよう、資質向上研修を実施する。また、定期的に相談事例の共有を図り、よりよい支援の在り方を検討する、具体的な事例検討会議等を開催するなど、資質の向上を図っていく。

- 5 現在は、市町村や福祉事務所を通じ、一時保護が必要と判断された場合に受入れを行っている。来年度以降は男女共同参画推進センターに相談機能が統合するため、センターの相談からも一時保護につなげていきたい。
- 6 法に基づき、女性が安心して自立して暮らせることを目指し、一時保護を行った女性に対し、女性自立支援施設で支援を行っていく。具体的には、本人の状況や希望、意思に応じ、安定的に日常生活や社会生活を営めるよう生活訓練を行っていく。民間団体へのヒアリングを行ったところ、困難女性は、何らかの暴力の被害を受けていたり、障害や疾病を抱えている状況があり、基本的な生活習慣が身に付いてない方もいる。こうした状況を踏まえ、心身のケアや具体的な生活訓練などの支援を行っていく。

### 水村委員

- 1 第127号議案について、自立支援に関し、生活スキルが身に付いていない方もいるとのことだが、具体的にどのような状況なのか。そして、そうしたスキルを身に付けてもらうために、具体的にはどのような支援を行うのか。
- 2 真の意味での自立を考えると、就労に結び付けることも大事である。就労支援等は具体的にどのように行うのか。また、関係部局や関係機関とはどのように連携していくのか。

### 人権・男女共同参画課長

- 1 基本的な生活習慣が身に付いておらず、料理や掃除、ゴミ捨てなどができない方もいる。家事など基本的な生活習慣に関する部分の訓練を行っていく。
- 2 就労も重要な要素である。困難を抱えている女性は、暴力などの影響で、長期に渡り心身にダメージを負っている場合もあり、就労に何年もかかるケースもある。資格取得支援や女性キャリアセンターやハローワークにつなげるなどの支援を進めていく。

### 中屋敷委員

埼玉県県民活動総合センターの指定管理者の選定について、審査結果を見ると、評価点は満点に対し69.8%にとどまる。この結果の妥当性についてどう考えているのか。例えば、「自主事業について、特筆すべき優れた提案に対する加点」は満点が20点に対し、11点と約半分である。審査の際に評価点が低かった項目は、今後も事業者の更なる工夫を引き出すよう県から働き掛けるなどの議論は行っているのか。

### 共助社会づくり課長

指摘のとおり、評価点が低い部分はある、例えば「利用者のサービス提供についての特筆すべき優れた提案に対する加点」、「その他の特筆すべき提案に対する加点」のいずれも満点に対し半分程度の評価点になっている。相対的に加点が低かった理由としては、いきいき埼玉が、現在、指定管理を行っており、これまでの実績について重点的に評価されたためと考えている。加点に関わる部分としては、インターネットでの宿泊予約や市民活動サポートセンターネットワークなどを活用した交流会の開催、キャッシュレス決済の拡大など、新しい提案もなされている。行政・デジタル改革課が示している指定管理者制度導入の手續に係る基本方針では、指定管理者として必要な最低基準点を6割以上と定めている。選定委員会においても、6割以上は確保されており、指定管理者候補者として選定された。今後も指定管理者と連携を密にして、県民活動総合センターの県民活動の拠点としての役割を果たせるよう、利用者の利便性を考慮しながら、取り組んでいく。



## 県民共生局長

確かに6割が基準ではあるが、7割に満たない得点であり、まだまだ工夫の余地は大きいと考えている。共助社会づくり課長からも答弁があったが、残念ながら独自提案の部分が少し乏しい。今まで指定管理をしてきた経験等を踏まえ、安定感や確実性は選定委員からも評価されているが、新たな一歩については、もう少し工夫が必要である。今後5年間、指定管理を行うに当たり、今回の提案の中身だけでなく、新たな創意工夫を更に行ってもらえるよう、県として求めていく。

## 中屋敷委員

そうした部分にしっかり取り組んでいかなければ、予算的に今までのものをトレースしているだけに過ぎなくなってしまう。新たな工夫をどう取り込むかは、県からの指導があって然るべきである。連携しながらしっかりと取り組んでいただきたい。(意見)

---

## 【付託議案に対する討論】

なし

---

## 【請願に係る意見（議請10号）】

### 松澤委員

議請第10号について、不採択を求める立場から意見を述べる。私学助成制度は、運営費補助と父母負担軽減補助との二つの柱により成り立っているが、本県の父母負担軽減補助は全国でも最高の水準にあり、両者を合算すると国の標準額を上回っている。また、県内の授業料平均額まで父母負担軽減補助を行うことにより、私立学校の生徒数の確保にもつながっており、私立学校の経営の健全化や運営の一助となっている。厳しい財政状況に鑑みると、限られた財源を有効活用するためには、経済環境や社会情勢を踏まえた重点化や配分を考慮すべきであり、単に拡充することを求める本請願には賛成できない。

### 岡村委員

議請第10号について、不採択を求める立場から意見を述べる。本県では、費用の心配なく学ぶことができるよう、父母負担軽減事業補助や奨学のための給付金など、毎年見直しを行い、私学助成を行ってきた。また、教育予算の増額に関する国への要望も県として毎年行うなどしてきた。公立、私学との間で特に格差が生じている分野については、県は積極的に助成支援を行うべきとは考えるが、本請願の全ての項目を実現するのは財政的にも困難な点も多く、財政状況などを鑑み、本請願は不採択とすべきと考える。

### 野本委員

議請第10号について、不採択を求める立場から意見を述べる。私学助成制度については、私立学校運営費補助における生徒1人当たり単価は全国最下位である一方、父母負担軽減事業は、年収約720万円までの世帯に対し、国からの補助に上乘せして、県が補助を行っている結果、全国でもトップクラスとなっている。請願事項2に関して、年収720万円未満の世帯に対して、授業料補助額が国基準の額より低い理由は、県内の私立高校の平均値から割り出した額を基準としているためである。同様に、請願事項4についても、通信制私立学校への直接助成の額は、県内の通信制高校における授業料の平均値から算出しているためであり、全日制高校並みに補助額を引き上げることが必ずしも公平性を保つ

わけではない。父母負担軽減事業は、県内の私立高校に通う家庭を対象としており、県外の私立学校に通う家庭を対象としていないことや、物価高騰の社会情勢を受けて、県内私立全日制学校へ光熱費補助を行っていることから、私立学校へも一定の配慮をしていると考えられる。家計急変世帯への補助制度も存続していることも鑑み、埼玉県財政状況も厳しいことから、現状ではこれ以上の助成拡充は難しいと考える。